

# 社会福祉法人の新会計基準移行 help !!



## 第7回 移行時の取扱い その1 共通事項

実際に新会計基準に移行する場合には実務的なさまざまな問題が出てきます

これにつきましては「社会福祉法人会計基準への移行時の取扱い」を参考に致します

今回は共通事項の項目に書かれていることを解説いたします

移行年度期首に行う処理は主に2段階にわかれています

第1段階では貸借対照表の勘定科目が旧基準と新基準で変わるものがありますので新基準に合わせた勘定科目に組替えます

第2段階では旧基準と新基準では計算や処理が変わるものがありますので数値自体が変わってしまうものがあります

期首残高の数値変更の仕訳を入れます

### (1) 会計基準への移行時における基本的な考え方

- ① まずは移行年度期首の貸借対照表残高（旧基準勘定科目で）を拠点区分ごとに把握します
- ② 勘定科目比較表に基づき新会計基準の勘定科目に組み替えます

例

旧基準	新基準
未収入金	事業未収入金
	未収入金
	未収補助金
	未収収益

- ③ 拠点区分の採用・勘定科目の変更により貸借対照表を組替えますが、この時点で数値の基礎数値は変わりません

### (2) 会計基準移行年度の事業活動計算書及び貸借対照表における前年度との対比について

事業活動計算書、拠点区分事業活動計算書、貸借対照表、拠点区分貸借対照表は「当年度」及び「前年度」の比較形式で作成しなければならないとされています。しかし旧基準と新基準では評価方法、表示区分等が異なる場合があるためすべてを対比させることができません

例

旧基準	新基準
〈財務活動による収支〉【支出】	〈施設整備等による支出〉【支出】
設備資金借入金償還金支出	設備資金借入金元金償還支出

このため移行年度に限り前年度の数値の記載は不要とされています

- (3) 会計基準移行年度における過年度分の収益又は費用の取扱いについて  
旧基準から新基準に移行するに当たり評価基準及び評価方法等の相違から数値に差異が生じることがあります

例

旧基準	新基準
修繕引当金	引当金計上できません

新基準では引当金は徴収不能引当金・賞与引当金・退職給付引当金に限られています

この場合には差異について調整する仕訳処理を行います

調整の結果生じた「過年度分の収益又は費用等」の計上場所

	事業活動計算書上	資金収支計算書上
原則	特別増減による収益又は費用	その他の活動による収益及び支出
重要性が乏しい場合	サービス活動外増減による収益又は費用	その他の活動による収益及び支出

項目が複数ある場合には名称を付した勘定科目を設けるか内訳注記をするなどして内容を明らかにする必要があります

1. **④法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。(注解3)**

帳面上と運営上、一体であれば事業内容に関係なく同一拠点になれるかということ、そうでも無いようです。上記のように運営指針4取扱い及び法令上の事業種別を勘案しなければなりません。運営指針4(2)ア施設の取扱いには、次の施設の会計は、それぞれの施設ごとに独立した拠点区分とするとあります。

- (ア) 生活保護法-保護施設
- (イ) 身体障害者福祉法-社会参加支援施設
- (ウ) 老人福祉法-養護老人ホーム
- (エ) 老人福祉法-特別養護老人ホーム
- (オ) 老人福祉法-軽費老人ホーム
- (カ) 老人福祉法-有料老人ホーム
- (キ) 売春防止法-婦人保護施設
- (ク) 児童福祉法-児童福祉施設
- (ケ) 母子及び寡婦福祉法-母子福祉施設
- (コ) 障害者自立支援法-障害者支援施設
- (サ) 介護保険法-介護老人保健施設
- (シ) 医療法-病院及び診療所

以上12の施設については1棟の建物の中にあっても別拠点となります。



**まずはご連絡ください。**

電話 03-3694-6091

e-mail [h-murata@yamadasougou.co.jp](mailto:h-murata@yamadasougou.co.jp)

担当 村田